

**特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟**  
**役員候補者選任規程**

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「本連盟」という。）の運営を円滑に行うために役員を選任に関する事項は、本連盟定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(役員候補者推薦委員会の設置)

第2条 本連盟に、役員を推薦するにあたり役員候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）を置く。

(推薦委員会の構成)

第3条 推薦委員会の構成は原則以下の通りとする。

- |     |      |    |     |
|-----|------|----|-----|
| (1) | 理事長  | 1名 |     |
| (2) | 副理事長 | 1名 |     |
| (3) | 理事   | 3名 |     |
| (4) | 事務局長 | 1名 |     |
| (5) | 有識者  | 2名 | 計8名 |

(推薦委員会の役目)

第4条 推薦委員会の役目は以下の通りとする。

- (1) 推薦委員会は理事長が招集する。
- (2) 推薦委員会委員長は、委員の互選で決め理事長が委嘱する。
- (3) 推薦委員会は、次期役員を選考にあたり、候補者名簿を理事会に提出し、社員総会には理事・幹事候補者名簿を提出する。

(理事の推薦と任期)

第5条 本連盟の定款第3章第12条により以下の通りとする。

- (1) 理事は3名以上15名以内を置くことができる。
- (2) 理事の任期は1期2年とし、再任は妨げない。
- (3) 理事の任期は5期10年までとする。
- (4) 理事の年齢については、65歳を定年とする。

(監事の推薦と任期)

第6条 本連盟の定款第3章12条により以下の通りとする。

- (1) 監事は1名以上2名以内を推薦委員会において推薦する。
- (2) 監事の任期は1期2年とし、再任は妨げない。
- (3) 監事の任期は5期10年までとする。
- (4) 監事の年齢については、65歳を定年とする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議によって行う。

(付則)

この規定は令和4年1月1日から施行する。